

議 事 録

会 議 名	令和2年度第2回寒川町社会教育委員会議		
開催日時	令和2年7月28日（火）午後1時30分～午後3時20分		
開催場所	寒川町民センター 3階 講義室		
出席者名、 欠席者名及び 傍聴者数	<p>出席者：毛藤委員 白井委員 堀委員 小泉委員 樋口委員 深澤委員 山口委員（議長） 森委員 青木委員（副議長）</p> <p>欠席者：なし</p> <p>事務局：大澤教育長 内田教育次長 芹澤教育総務課長 小林教育総務課主査 山口教育総務課主査</p> <p>指定管理者：別府町民センター館長 嶋田総合図書館長</p> <p>傍聴者：0人</p>		
議 題	<p>協議事項 (1)正副議長の選出について (2)公民館部会、図書館部会の設置について (3)指定管理業務モニタリング評価の外部モニター選出について (4)各種団体への派遣委員選出について</p> <p>報告事項 (1)新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町内社会教育施設の臨時休館の経過について (2)令和元年度社会教育主要事業実績について (3) 前回の書面会議に関する意見について</p>		
決定事項			
公開又は 非公開の別	公 開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ 大澤教育長</p> <p>3. 委嘱状交付 樋口委員</p> <p>4. 自己紹介（資料1）</p> <p>5. 議事録承認委員の指名 各回名簿順に2名ずつ依頼。今回は毛藤委員、白井委員が担当。</p> <p>6. 協議事項 (1) 正副議長の選出について 事務局より社会教育法第17条の社会教育委員の職務、寒川町社会教育委員条例、寒川町社会教育委員会議規則について説明。 委員の互選により、議長は山口委員、副議長は青木委員に決定。</p>		

(2) 公民館部会、図書館部会の設置について

事務局から資料2について説明

【議長】ただいまの事務局の説明に対しまして、質問等がございましたらお願いします。

【委員】私は初めてこの会議に出席しますが、公民館部会と図書館部会の2つの部会しかないのですか。

【事務局】はい、この社会教育委員会議の中ではこの2部会となります。社会教育全体にかかわることについては、全体会でお話をさせていただきます。

【議長】それでは、他に質問がないようであれば、各部会員の選出に入りたいと思います。どのように決めましょうか。事務局から何か提案はありますか。

【事務局】委員各自でこちらの部会という立候補があれば。

【議長】それでは、それぞれ公民館部会、図書館部会と決めてよろしいですか。

【委員】正直いいまして、図書館部会や公民館部会が何をやるのか、さっぱりわかりません。順番にどちらに入るといわれても、入りようがないです。私は文化連盟から派遣されて来ていますが、何をやるのかわからないし、今日の会議も何のためかわからない。その説明がないと何をやるのかわかりません。

【議長】私は前年の2年間、社会教育委員を務めさせていただきましたが、その時は事務局で所属団体などの絡みで振り分けられていたかと思います。私は公民館関係からなので、公民館部会になりました。そんな認識を持っていたので、ここで皆様の意見を聴いて自分はこちらに入りますと決めるのは難しいと個人的には思います。

【事務局】2年前の部会選出の際に事務局で先に振り分けていたか、今ここでは確認がとれないのですが、昨年度の部会員については、公民館部会には小学校校長、文化連盟所属、婦人会所属、公民館関係の学識経験者2名の5人、図書館部会には中学校校長、町P連所属、家庭教育関係と図書館関係の学識経験者、公募委員の5人でした。今年度もこのような形でよろしければ皆さまからご意見いただきたいです。

【議長】事務局から前回と同様の選出のご提案いただきましたが、いかがですか。

(委員了承)

【議長】それでは、その形でお願いします。

【事務局】現在、公募委員が未定ですが、決定した場合は図書館部会に入っていたかどうかをご了解ください。

公民館部会…毛藤委員、堀委員、小泉委員、山口委員、森委員

図書館部会…白井委員、樋口委員、深澤委員、青木委員

(3) 指定管理業務モニタリング評価の外部モニター選出について(資料3)

事務局より指定管理業務モニタリング評価について説明。

【議長】ただいま、事務局より説明がございましたが、公民館と図書館の外部モニターについて、どなたかにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】質問よろしいでしょうか。公民館は町民センターと南北公民館それぞれの場所でモニタリングをするのですか。

【事務局】書類は各公民館分もあわせて1か所でまとめて見ていただいて、現地視察の時に各公民館の状況を見てまわります。

【委員】確認するボリュームは1日で済むものですか。

【事務局】昨年の例を申し上げますと、午前9時30分頃から開始して、11時頃まで書類を確認、その後に南北公民館へ現地視察に向かい、終了は12時半頃となりました。現地視察は例えば、よく利用されている公民館は現地の状況がわかっているの

で、全館視察はしない場合もあります。日程、時間帯については、外部モニターのご都合に合わせてます。

【議長】他にはいかがですか。

【委員】外部モニタリングの説明をされたが、内容がよくわからない。どういうことをやるのか。

【事務局】公民館の例でいえば、資料 3-1 の 1 ページ目にある④報告書等を基にした実地調査の実施、⑤指定管理業務モニタリング票の作成が外部モニターに行っていただきます。モニタリングで確認する項目は 2 ページ目以降にあります。公民館であれば人員体制や外部委託、事業運営や施設維持管理の帳票などがありますので、指定管理者から聞き取りをしながら、書類などを確認していただきます。モニタリングの評価シートに外部モニターの意見欄がありますので、そちらに数行、ご意見や気が付いた点などをご記入いただきます。年 2 回、9 月の中間時期と 2 月の年度末の時期に行います。9 月に指摘されたことが 2 月に改善されているかどうか確認していただきます。

【委員】年 2 回と決まっているのですね。

【事務局】はい。

【委員】これは法令的なものは事前に見せていただけるのですか。突然、人員体制をチェックすると言われてもよくわからない。

【事務局】はい、これは外部モニターをしていただく方に、協定書などご覧いただきます。

【委員】これは各公民館で資料を作っているのですか。それをチェックすることによってよろしいですね。

【事務局】指定管理という形で、町の施設ではありますが、実際の施設の維持管理や事業を民間の事業者へ請け負って頂いており、町と民間事業者の間で協定書を結んでおまして、それがしっかりと運営されているか、法令に基づいた施設の管理が行われているか、雇用がされているかを確認することがモニタリングとなります。それを行政だけでなく町民の皆さまにもチェックをしていただいて、町民が利用しやすい施設となっているのか、きちんとしたサービスができていないのかを確認していただくことが外部モニターの目的となります。それを町民の方を代表して、公民館や図書館に関することから社会教育委員からそれぞれ 1 名をお願いできないかというのが趣旨となります。

【委員】公民館の場合となると(株)オーエンスのチェックということですね。

【指定管理者】ここに評価項目がありますが、その順番に資料を並べて説明していきます。外部モニターの方に書類を見ていただきながら、チェックしていただいております。

【議長】よろしいですか。他に質問はいかがですか。私も初めて社会教育委員になった年度に公民館の外部モニターをさせていただきました。モニタリングではとにかく聞いて、そこで意見を出して、良いこと悪いこと改善してほしいことなどを報告書に書きだせばいいと思います。

委員の互選により次のとおり決定

公民館外部モニター…森委員

図書館外部モニター…樋口委員

(4) 各種派遣団体への派遣委員の選出について

事務局より資料 4-1、4-2、4-3、4-4 に基づき説明。

【議長】ただいまの説明について、何か質問はございますか。

【副議長】それぞれの会議の開催曜日や時間などを以前はお伺いした気がするのですが、皆さんも出られる日とそうでない日があると思います。環境浄化推進協議会は夜の会議だったりしますよね。それによっては小学生の子がいる方は出るのは難しいと思います。

【事務局】環境浄化推進協議会の会議日程は把握していないのですが、その他の会議は平日昼間開催だと思えます。

【副議長】たいいて曜日が決まっていたかと思うのですが。

【事務局】環境浄化推進協議会以外は年2回程度なので、委員の都合を聞いて調整しているかと思えます。

【副議長】これから決まるのですか。

【事務局】以前、生涯学習推進会議を担当していましたが、委員の皆さまの出席しやすい時間帯を聞いて、会議日程を決めておりました。概ね1時間から1時間半程度の会議時間となります。

【議長】資料を見ると、どのような団体から選出されるか載っていますが、この辺りから関係する団体の方に出ていただくことも考えられるのではないですか。例えば生涯学習推進会議は公民館関係に出ていただいているのでしょうか。

【委員】婦人会では青少年問題協議会や生涯学習は理事の方で割り振っていて、すでに選出されて名前が出ているのですが。

【事務局】ここに掲載されていない選出母体の方であれば、様々なご意見がいただけると思えますが。

【委員】今年度また新たに選出されていると思えますが、それではだめですか。

【事務局】同じ方が別々の選出母体の代表を兼ねているのであれば、兼務も考えられますが、すでに選出されている婦人会の方が、社会教育委員でなければ、双方を兼務するのではなくそれぞれから委員を出すこととなります。

【委員】例えば寒川町生涯学習推進会議の要領を見ますと、小学校校長会や高校校長や文教大学などが委員なので、そういう方がいいと思えますがどうですか。

【教育長】社会教育委員の皆さまはそれぞれの団体から選出されて委員になっておりますが、各種会議には社会教育委員代表として出ていただきます。最初に司会から社会教育委員とはという説明をしていただきましたが、その立場で出ていただきます。それなので婦人会の立場ではなく、社会教育委員としての意見を出していただくこととなります。それなのでどなたが出てても良いものなのです。

【議長】このような方々が出ていることも踏まえて、私たちの中から1名出るということでもよろしいですか。それでは1つずつ確認していきますが、どなたかいかがですか。県社会教育委員連絡協議会理事はどうですか。

【事務局】例年ですと、議長に出ていただいておりますが、他の委員でも構いません。年3回会議がありますが、すでに1回目は書面会議となっております。

【議長】日程がもう決まっているのですね。都合をつければ大丈夫なので、私が出ることでよろしいですか。

(委員了承)

【議長】それでは続いて町生涯学習推進会議ですが、これは公民館関係の方が話はしやすいということがあるのですか。

【事務局】生涯学習全体にかかわることなので、社会教育委員としてご自分の経験を踏まえてお話いただければどなたでも構いません。

【議長】いかがですか。これは校長先生を抜いた方がよろしいですか。内容がよくわからないと思えます。

【事務局】こちらは寒川町の生涯学習推進計画「学びプラン」というものがありまして、こちらの進行管理をする会議です。町の様々な課で講座・教室といった生涯学習事業が行われておりまして、それについて委員の皆さまにご意見をうかがう会議となります。

委員の互選により次のとおり決定

神奈川県社会教育委員連絡協議会理事…山口議長

寒川町生涯学習推進会議委員…森委員

寒川町青少年問題協議会委員…堀委員

寒川町青少年環境浄化推進協議会委員…小泉委員

## 7. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町内社会教育施設の臨時休館対応の経過について

事務局、指定管理者より資料5及び現在の状況について説明

【議長】ただいま事務局より説明がありました。質問等がありましたらお願いします。私からもお聞きしたいのですが、先ほど不特定多数の人が集まるイベントは3月末まで休止とのことですが、これは決定ですか。今後、感染者数が少なくなったり、国の状況も変わったりしたらどうですか。

【事務局】イベントに関しましては、準備期間が必要であるため、現時点では今年度の町のイベントは中止との判断となっております。公民館まつりを例にあげますと、毎年8月から実行委員会が始まります。今後、感染症の問題が劇的に改善されるようであれば前倒して開催が可能となるかもしれませんが、今の時点はわかりません。参加者が特定できるようなイベントであれば実施いたします。例えば9月に町民センターホールで行われるハーモニカコンサートは参加者の連絡先を記入していただき、万が一の時には連絡がとれるようにして開催予定です。まつり等は会場に自由に立ち寄る形式なので、誰がいつ来たかわからないようなイベントは難しいと考えます。

【議長】8月に第1回目の公民館まつり実行委員会があって、やる、やらないにせよ会議の場で確認の上決めていくのですが、公民館独自でできるもの、不特定多数にならないものであれば開催することはできるのでしょうか。

【事務局】昨年度も急遽、公民館まつりが中止となりましたので、公民館サークルの皆さまの成果発表の場を何らかの形で開催できるよう、公民館まつりに代わるアイデアがあればぜひ行っていただきたいとは思いますが、従来の密な形式の公民館まつりは難しいのですが、町の文化祭形式のようにサークル発表を分けて毎週土日に行うとか、展示部門だけにするといった方法も考えられます。実行委員のご意見を尊重したいと思えます。

【議長】それでは公民館まつり実行委員会の時にそのような話も出させていただきます。よろしく願いいたします。

【委員】図書館では除菌シートを用意しているとの説明でしたが、本を選んだ時に各自で除菌するということですか。そのシートは図書館のどこに置いてありますか。

【指定管理者】図書館の入口に置いてあります。

【委員】先ほど公民館では7月1日から呼気が激しくなる運動についても解禁とのことでしたが、私は社交ダンスをしております三密が高い活動となりますが、利用して大丈夫ですか。

【指定管理者】公民館サークルの活動は現在、ジャンルでの制限はしておりませんので、社交ダンスだから使用できないということはありません。ただし、三密になる可能性が高いものについては、利用者側で対策をした上で活動していただくことをお願いしております。

【委員】たとえばマスクをして活動すれば構わないというようなことになるか。

【指定管理者】はい、サークルで対策を考えていただくことをお願いします。

(2) 令和元年度社会教育主要事業について

事務局より資料6、指定管理者より資料8、9説明。

【議長】ただいまの事務局の説明に対しまして、質問等ありましたらお願いします。

【委員】公民館の性別不明となっている理由はどうしてですか。人数が結構多いのですが。

【指定管理者】性別不明に該当する事業が2つありまして、町民センターのサイエンスフェスティバルは不特定多数の参加者があるもので、男女別にカウントができませんでした。もうひとつ、ジュニア絵画展につきましては、男女別にはせず作品応募者数で計上しています。この2事業の合計については性別不明としております。

(3) 前回の書面会議に関する意見について

【事務局】議長、前回の書面会議について委員の皆さまからご意見、ご質問について、ここでご報告させていただいてよろしいですか。

【議長】お願いします。

【事務局】委員の皆さまからの意見報告書でご意見をいただいた補助金、重点施策、公民館活動、アンケートについてご報告させていただきます。

まず補助金についてですが、社会教育関係団体補助金等交付は社会教育法第13条に、社会教育関係団体に補助金を交付する場合は社会教育委員に意見を聴いて行わなければならないとあることから、この規定に基づき、毎年、社会教育委員会議の協議事項に入れております。今年度は第1回の会議が書面会議となったことから、意見回答書の形でご意見をうかがいました。この条文は、行政が補助金を交付することによって、本来自由で自主的であるべき団体の活動について不当な統制的支配や事業の干渉を行うことがないように、社会教育委員会議の場に諮って意見を聴くことを趣旨としております。令和2年度は「寒川町社会教育関係団体補助金等交付要綱」に定められている「寒川町PTA連絡協議会」「寒川町婦人会」「寒川町文化連盟」「寒川町祭ばやし保存会連合会」の4団体に交付しております。こちらの4団体につきましては、町内全域を捉えた連合体として活動実績があり、地域の中で、次世代を育む事業をしております。各団体の活動が、充実・活発になることで、次世代の育成や社会教育の振興に寄与すると考えられることから寒川町で補助金を交付しており、補助金額は昨年度同額となっております。交付金額の基準につきましては、各団体の事業費に対する補助として交付しております。おおむね事業費の1/2から1/3程度を目安として、申請時に事業計画書、収支計画書を確認し、交付となります。事業費として補助金の増額の希望があるようであれば、前年度に事業計画書、収支計画書を事前にいただいて審査して検討となります。新しい事業を行うにあたっては、町からの補助金以外に団体でも事業費の1/2程度は用意する必要があります。

公民館活動についてのご意見は、①公民館活動はサークル活動が多く、いかにサークルに入ってもらうかが勝負、②公民館まつりの活用拡大、③若年層は日中、学校や勤務で公民館活動がえがたいとのご意見をいただきました。ご指摘のとおりだと思

ます。公民館活動について、高齢化や利用人数の減少傾向があるため、活性化が必要であると感じております。昨年度までの2年間、公民館部会で「すべての世代がつどろ公民館を目指して」をテーマに検討を重ね、今年度は公民館紹介リーフレットを広報さむかわと共に4月に全戸配布予定でした。発行の準備をしていたところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館の臨時休館やサークルの活動停止、事業中止で9月に発行を延期しました。ここでまた公民館まつりの中止など最近また先の予定が読みにくい状況となり、公民館の館長とも検討し、あらためて仕切り直しとして、来年4月発行を予定しております。今年度の公民館部会の時に原稿案などご覧いただき、委員からもご意見などいただければと考えております。

重点施策については、社会教育の部分について説明をさせていただきます。社会の変化に対応するためにはIT化、SNS化、スマホ化の促進とのことですかとのご意見いただきましたが、社会の変化とは、IT化に関することはもちろん、たとえば防災や、環境問題、子育て支援、高齢化に関することも社会の変化にあたります。自発的には学びたいと思っていなくても避けて通ることのできない現代的・地域的課題を指しています。これを必要課題といいます。これとは反対にたとえば教養、趣味、健康といった町民が積極的に学びたいと思っているニーズを要求課題といいます。必要課題と要求課題の両方の学習機会をバランスよく充実させることが行政の社会教育の役割となります。これがどちらかに偏らないように、組み合わせて公民館事業など実施することを目的としています。

アンケートについても設問や対象や範囲、集計結果を知りたいとのご意見をいただきました。公民館と図書館は講座の実施時に参加者にアンケートと、年1回の利用者アンケートを行っております。次回のそれぞれの部会であらためて資料としてお出ししたいと考えております。

書面会議でいただいた意見に対しての説明は以上になります。

【議長】ただいまの事務局から報告がありましたが、ご質問ありますか。

【委員】補助金についてですが、文化連盟は文化祭の時に入ってくるお金という理解でよろしいですか。

【事務局】文化祭の委託料は文化連盟への社会教育関係団体補助金とは違います。文化祭開催事業については文化祭実行委員会へ委託金であり、文化連盟の補助金ではありません。文化連盟で行っている事業、たとえば広報発行や夏の青少年体験イベントなどの経費に充当されていると思います。総会資料の収支報告を確認していただければ内訳があるはずです。

【委員】18万円という金額が入っている記憶がないので、総会資料を確認します。

(※後日、委員より総会資料の収支報告に補助金額があったことを確認できたとの報告あり)

## 8. その他

令和2年度寒川町社会教育委員会議等日程(案)について

事務局より資料9に基づき今年度の会議等日程について説明。

※寒川町社会教育委員会議(全体会)の2月26日が「第2回」となっている部分は「第3回」の誤りのため訂正。

●県社会教育委員連絡協議会研修会(延期により時期未定)

●11/20(金)県社会教育委員連絡協議会地区研究会(葉山町会場)

●1/29(金)県公民館大会(小田原市会場)

山口議長、森委員出席予定

	<p>●2/19(金)県社会教育委員連絡協議会地区研究会(山北町会場) 青木副議長</p> <p>閉会 青木副議長</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1 令和2・3年度社会教育委員名簿</p> <p>資料2 公民館部会・図書館部会の設置について</p> <p>資料3-1 公民館指定管理業務モニタリング評価について</p> <p>資料3-2 図書館指定管理業務モニタリング評価について</p> <p>資料4-1 神奈川県社会教育委員連絡協議会会則</p> <p>資料4-2 寒川町生涯学習推進会議設置要綱</p> <p>資料4-3 寒川町青少年問題協議会条例</p> <p>資料4-4 寒川町青少年環境浄化推進協議会会則</p> <p>資料5 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設の臨時休館対応の経過について</p> <p>資料6 令和元年度教育総務課社会教育担当事業実績</p> <p>資料7 令和元年度公民館事業実績</p> <p>資料8 令和元年度寒川総合図書館主要事業実績</p> <p>資料9 令和2年度寒川町社会教育委員会議等日程(案)</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>・毛藤まゆみ                      ・白井浩美</p> <p style="text-align: right;">(令和2年9月18日確定)</p>